

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 5 月 2 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、令和 4 年 3 月 7 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「令和 2 年度退職の長崎県警察職員の退職手当金額。個別に。（本人を特定できる氏名・住所などの個人情報が必要なし）」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、①退職手当支出（支給）調書（以下「本件文書①」という。）及び②退職手当支出（支給）調書（ID 1 から 81 と記載されたもの）（以下「本件文書②」といい、これら 2 つの文書を「本件文書」と総称する。）を特定した。本件文書①にあつては、年度中に退職した警察職員の退職手当支出にかかる文書であり、「氏名」欄、「支出額」欄、「所得税」欄、「市町村民税」欄、「県民税」欄、「小計」欄、「住民税一括徴収分」欄、「共済組合貸付金」欄、「控除額」欄、「差引支給額」欄に記載された事項を、本件文書②にあつては、定年退職者及び年度末に自主退職した警察職員の退職手当にかかる文書であり、「退職区分」欄、「所属名」欄、「組織上の職名称」欄、「職員番号」欄、「漢字氏名」欄、「決定支給額」欄、「課税対象額」欄、「所得税」欄、「市民税」欄、「県民税」欄、「住民税一括」欄、「共済控除計」欄、「法定控除計」欄、「最終手取額」欄、「●●計（●●は不開示情報）」欄に記載された事項及び「●●計」欄下部に記載された事項について、条例第 7 条第 1 号（個人情報）に該当することから、不開示情報と判断し、令和 4 年 5 月 2 日付けで、請求人に対して公文書部分開示決定を通知した（以下不開示情報と判断した部分を「本件不開示情報」という。）。

3 審査請求の経緯

請求人は、令和4年9月3日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「公文書部分開示決定通知書（崎会（出）第87号、令和4年5月2日付）により、審査請求人の開示請求に係る開示を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである。

- (1) 開示しない理由として「条例第7条第1号該当」とあるが、請求人は本件開示請求の際「本人を特定できる氏名・住所などの個人は必要なし。」と記載しており、個人を識別できる部分は黒塗りするか、識別される者の公文書は公開しないなどの対応ができる。
- (2) 開示請求内容は退職手当金額に限定しており、どのようにすれば「特定の個人を識別することができること」なのか、具体的な理由が記載されていない。
- (3) ○○市の開示請求結果を添付する。
- (4) 原処分は不当であり、本件開示請求に係る開示を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

- 1 警察内部に精通した者であれば、支出調書が単記式、連記式の何れの場合でも、どの欄が誰の退職手当情報であるかが推測される。

氏名や職員番号など個人を識別できる情報や、警察内部に精通した者が照合することで個人が特定されるおそれがある情報、個々人の具体的支給額や控除額等の内容は個人のプライバシーに関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

- 2 退職手当は、職員の退職手当に関する条例等で公表されている算定方法により算出され、基本額（退職時の給料月額に勤続期間等に応じた支給割合を掛けた額）と調整額（在職時の給料の級に応じた調整月額のうち高い月額の60月分の合計額）の合計からなる。給料は級と号給で決められ、職員の給与に関する条例で定めら

れた給料表で公表されており、退職手当を開示すると退職時の給料月額を計算することができる。

3 退職手当金額自体は、特定の個人を識別することができない情報であるが、新聞等に提供されている警部以上の退職した職員については、その情報と組み合わせることで該当職員の退職手当金額が特定されるおそれがあり、新聞等に提供されていない警部補以下の職員や自己都合退職者については職員数が限定的であることから、警察組織や職員の情報に詳しい者や退職事実を知るものには当該職員の退職手当金額が推測され、特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと言え、保護されるべき情報であり、条例第7条第1号の個人情報に該当する。

4 退職手当は、公務員としての職務と直接関係のない収入や財産状況に係る個人の情報であり、通常他人には知られたいくない情報である。また、条例第3条後段において、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならないと規定されており、所得財産の状況については、公務員であっても県民と同様に保護されるべきものと考えられる。

また、請求人だけではなく、県民の誰が見ても個人を推測できてはならず、情報が飛び交う中で開示した退職手当金額がどのような情報と結びつくかわからないことから、個人を特定できるおそれがないとは言えない。

5 請求人は、個別に本人を特定できる氏名等を公開しなければ退職手当を開示できると主張し、職員番号及び氏名が黒塗りされ、退職事由、支給額、所得税、市民税、県民税のそれぞれの金額が表記された「〇〇市の開示請求結果」と主張する文書を添付しているが、当該文書の真偽は判然としないものの、仮に当該文書が存在するとしても〇〇市の審査基準による結果であり、本県条例の判断や解釈に何ら影響を及ぼすものではない。

6 よって、本件処分は妥当と判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条第1号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取り扱うものとしてされている。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し、実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、令和2年度退職の長崎県警察職員の退職手当にかかる文書である。

本件文書①にあつては、年度中に退職した警察職員の退職手当支出にかかる文書であり、一人ないし複数の職員の情報が記載され、本件文書②にあつては、定年退職者及び年度末に自主退職した警察職員の退職手当にかかる文書であり、各文書には、職員の氏名や職員番号、職名、退職手当支給額、税等の控除額、最終手取額などが記載されている。

請求人は、開示請求書において「令和2年度に退職した長崎県警察職員の退職手当金額。個別に。（本人を特定できる氏名・住所などの個人情報が必要なし。）」と記載するとともに、職員番号及び氏名が黒塗りされ、退職金支給額や税控除額が開示された〇〇市への開示請求結果とみられる文書を審査請求書

に添付していることから、退職手当支給額の開示を求めているものと解される。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 本件不開示情報は、前記第2の2のとおりであり、文書の見出し、各項目欄の名称及び本件文書②の「ID」欄の記載事項を除き不開示としている。

イ 本件不開示情報のうち、職員の氏名や職員番号などについては、個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号の「特定の個人を識別できるもの」と認められる。

ウ 改めて実施機関に確認したところ、警部以上の定年退職者情報については、所属や階級、氏名が報道機関に情報提供されており、仮に請求人の主張の通り退職手当金額を開示した場合、警部以上の定年退職者については、報道で公となっている情報と組み合わせることで特定の個人が識別され、その個人の退職手当金額が明らかになり、報道されていない職員にあっても、退職者数が限定的であることから、当該職員に近い関係の者や警察内部の者が入手できる情報等から特定個人が識別され、職員個人の退職手当金額が特定されるおそれがある。また、情報化社会においては、開示した退職手当情報がどのような情報とどのような形で結びつくか分からないことから、個人を特定できるおそれがないとは言えないとのことであった。

誰にでも同様の内容を公開しなければならない情報公開制度においては、転々流通した情報を組み合わせることで、特定個人を識別できるおそれがあることからすると、実施機関の主張は首肯できると思料する。

よって、条例第7条第1号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの。」と認められる。なお、同号ただし書には該当しない。

エ また、実施機関の説明によると、退職金の算定方法とそれに関連した給料の号級が公表されているため、退職手当金額を公にすることで、一人一人の給料月額が判明するおそれがあるとのことである。

オ 退職手当金額や各控除額などは、それ自体では特定の個人を識別できる情報には該当しないが、条例第3条後段における、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならないとの規定の趣旨からして、所得財産の状況については、公務員であっても県民と同様に保護されるべきものであり、給料月額を始め退職手当金額や各控除額等の情報も同様に保護されるべきものと考えられるという実施機関の主張についても首肯できると思料する。すなわち、退職手当金額や各控除額等は、当該特定の個人の意思に基づくことなくしては他に知られず、また、一般的には他に知られたくない情報であると認められる。

よって、条例第7条第1号の「特定の個人は識別できないが、公にするこ

とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と認められる。
なお、同号ただし書には該当しない。
カ したがって、本件不開示情報について、条例第7条第1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和5年5月9日	諮問庁から諮問書を受理
令和5年6月19日	審査会（審査）
令和5年12月19日	審査会（実施機関聴取及び審査）
令和6年1月23日	審査会（審査）
令和6年2月1日	答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
久 部 香 名 子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談員	会長職務代理者
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会 長